



**火の用心カチ・カチ**  
夏休みを利用しての子ども達  
による火災予防PR!

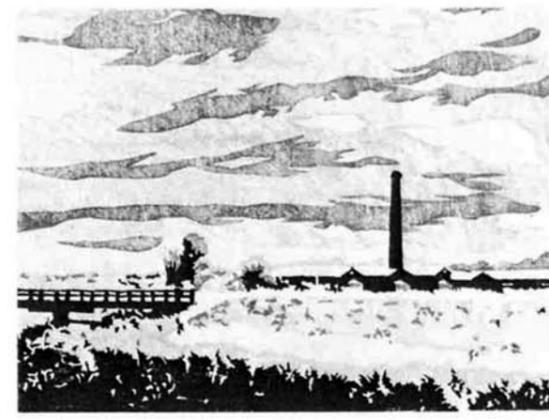
広報 **よいた**  
9月 No. 279 [平成元年9月10日]

— 今月のページ —

国保をささえる保険税...2~4	みなさんがささえています
フォトニュース.....6~7	
ほのほの家族.....10	
各種お知らせ.....12~13	
わが家のアイドル.....14	

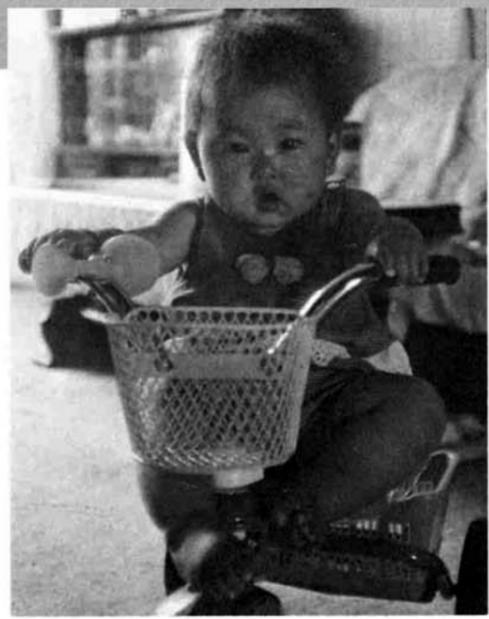
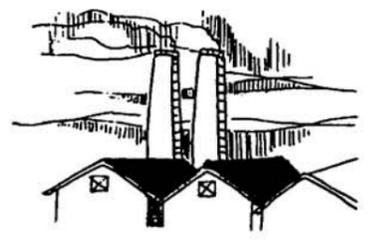
■発行/与板町(代表者/与板町長平澤甚九郎) ■電話(0258)代72-3100 ■編集/与板町広報編集委員会

わたしたちの  
版 画



「在りし日の土屋の煙突」  
(昭和二十七年頃)

《与板町版画クラブ》  
平 沢 富 平



わが家の  
アイドル

小川 未 幌 ちゃん

〔安 永〕 小川新一さんの長女

はじめまして、未幌ちゃんです。  
私は63年8月2日、ちょうど、長岡祭りの花火が上っている時に生まれました。だからとっても元気がいいです。まだ一度もかせびとつひいたことがなく、健康がとりえと思っけています。そのひけつは、毎日金太郎腹巻とおむつで過ごしていることです。そして、砂遊びや、水遊びをしたり、動物の絵本をみたりして、せいっぱい好きなことをすることです。食べ物、好ききらいなく何でも食べています。  
ふだんは、こちらにはいませんが、二つになっておりこうさんになったら、お父さん、お母さんといっしょに連れて来てもらいます。  
そうしたら、皆さん私のことを覚えて下さい。いっしょに遊んで下さい。翔というお店にいます。よろしくお願ひします。  
未幌より

▼私たちは、ふだん健康であつても、いっどこで病氣やケガに遭うかわかりません。そんなとき、大切な役割を果たしてくれるのが、皆さんが加入している国民健康保険制度です。税額が変わりましたのでお知らせ致します。  
▼もうすぐ与板十五夜まつりを盛り上げましょう。  
▼暑かった夏も終わりました。急にすずしくなってきましたので体に十分注意しましょう。

\* 編集室 \*



＝ 人 口 ＝  
(8月31日現在)

男	3,683人(+1人)
女	3,866人(±0人)
計	7,549人(+1人)
世帯数	1,812戸(±0戸)
転入	10人
出生	4人
転出	10人
死亡	3人



# 国保をとりとえる国保税

## みなさんがととえています

私たちは、いつも家族みんなが健康で豊かな生活をおくれることを願っています。しかし、病気やケガは、ある日突然私たちをおそうことが多いいものです。

そのようなとき、かかった全額自分で負担することになったら、精神的苦痛だけでなく、経済的苦痛までも背負いこまなければなりません。

そんなとき、大切な役割を果たしてくれるのが、皆さんが加入している国民健康保険です。

国民健康保険制度は、加入者が日ごろから収入に応じてお金を出しあい医療費にあてようという助けあいを目的とした制度であります。

私たちの健康生活を守る大切な制度を正しく理解していただき、みんなで守っていきましょう。



### 国保の税額が

### 五・八%下がりました

国民健康保険に加入している皆さんの医療費は、自己負担分のほかに町の国保から支払われています。昭和六十三年度分の支払額は二億六、七十四万円で、前年度に比べて二、六四一万円、率にして9%減少しました。これは皆さん一人一人が日ごろから健康管理に努められたことが医療費の減少につながった

ものと思われれます。そこで、皆さんの負担を少しでも軽減するため、今年度は全体で五・八%保険税を引き下げることになりました。ただし、所得額及び資産税額が増えた世帯は多少の増額になります。年税額の算定例は左表のとおりです。



### 保険税の減額

加入者の世帯が所得の少ない場合には、保険税が減額されます。これは、保険税のうちの均等割・平等割の部分について、それぞれ六割もしくは四割を減額されたものです。その内容は下表のとおりです。

### 保険税の減額

(所得の申告が必要)

減額されるのは、被保険者均等割と世帯平等割ですが、所得を申告しない世帯は該当しません。

**保険税の内訳**

<p><b>所得割</b> 世帯の収入に応じて計算します。(課税所得金額の6.25%)</p>	<p><b>資産割</b> 世帯の資産に応じて計算します。(固定資産税額の38.41%)</p>
<p><b>均等割</b> 世帯の加入者数に応じて計算します。(1人につき22,242円)</p>	<p><b>平等割</b> 1世帯につきいくらかと計算します。(1世帯につき30,021円)</p>

( ) 内の%・円は元年度の税率です。

### 保険税 — 去年と今年の算定例

課税所得金額 150万円 { (所得金額) (基礎控除) }  
 178万円 - 28万円

固定資産税額 5万円 (土地・家屋)

加入者 4人

区分	63年度	元年度
所得割	$150\text{万円} \times \frac{6.90}{100} = 103,500\text{円}$	$150\text{万円} \times \frac{6.25}{100} = 93,750\text{円}$
資産割	$5\text{万円} \times \frac{42.54}{100} = 21,270\text{円}$	$5\text{万円} \times \frac{38.41}{100} = 19,205\text{円}$
均等割	$4\text{人} \times 22,831\text{円} = 91,324\text{円}$	$4\text{人} \times 22,242\text{円} = 88,968\text{円}$
平等割	31,466円	30,021円
年税額	247,500円	231,900円

※ 課税所得金額は、住民税と異なり、所得控除のうち基礎控除以外の各種控除(配偶者・扶養・医療費・社会保険料控除等)は適用されません。

※ 年税額は100円未満切り捨てます。

4割減額	6割減額	保険税の減額
<p>63年中の所得が28万円に加入者(世世主を除く)1人につき21万5千円を加えた額より少ない世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>均等割額を1人当たり 8,897円減額</li> <li>平等割額を1世帯当たり 12,009円減額</li> </ul>	<p>63年中の所得が28万円以下の世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>均等割額を1人当たり 13,346円減額</li> <li>平等割額を1世帯当たり 18,013円減額</li> </ul>	<p>(所得の申告が必要)</p> <p>減額されるのは、被保険者均等割と世帯平等割ですが、所得を申告しない世帯は該当しません。</p>

# 年々増える老人医療費

昭和63年度中に支払った老人医療費は総額で約三億七千六百万円で、前年度より一千九百三十万円、率にして五・四％の増加になりました。老人一人当たりすると四十五万二千三百三十円で、これは県平均を一万二千六百円、郡平均を四万五千四百円も上回っています。

## ◎医療費増加の原因は？

お年寄り若くは若い人に比べて病気にかかり易く、又、一人で複数の病気をもっていることが多く、病気の内容も脳卒中・心臓

病・糖尿病などの慢性的なものや、各種のガンが増えていいます。そのため医療の高額化や長期化につながっており、特に入院医療費の伸びが目立っています。(表1)又、国保と、政管や組合などの社保とを比較すると、国保の医療費が伸びており、63年度では国保の加入者比率(62・6%)より大きくなっています。(表2)それに加えて、高齢化社会に伴い老人保健の対象者がこの三年間で約八百人も増え、平成元年度当初で八百四十七人に達するなど、医療費

の増加は今後も続くことが予想されます。

## ◎医療費節約のポイント

こうして増え続ける医療費を少しでも節約するには、どうしたらよいのでしょうか。

### ①早期発見・早期治療を

どんな病気も早く発見し、早く治療することが大切です。町が行う健康診査や各種の検診は進んで受けるようにしましょう。

### ②はしご受診をしない

一つの病気で何人ものお医者さんにかかることは、同じ検査を何回もすることなど、医療費

## ◎健康管理に心がける

病気にならないためには、普段からの健康管理が大切です。適度の運動や、体重・血圧などのチェック、バランスのとれた食生活を心がけましょう。

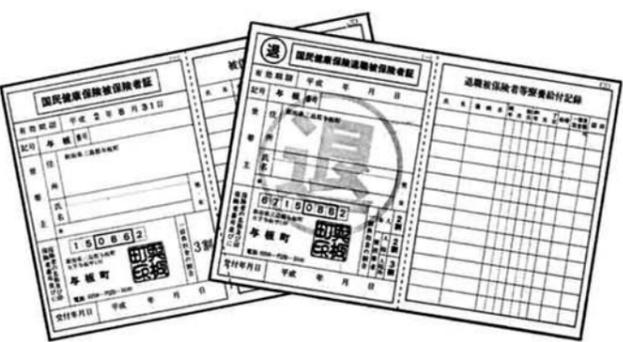


## 保険証の更新はお済みでしょうか

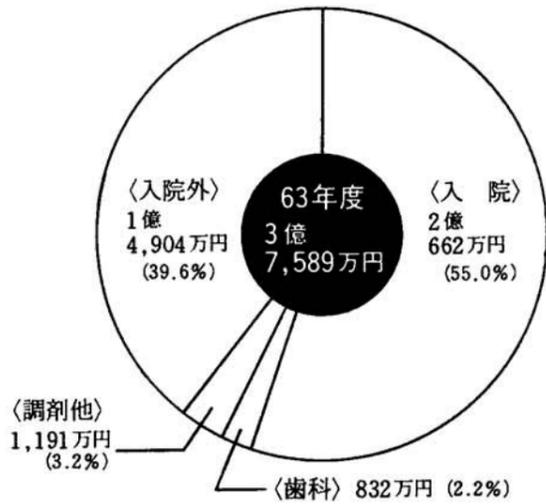
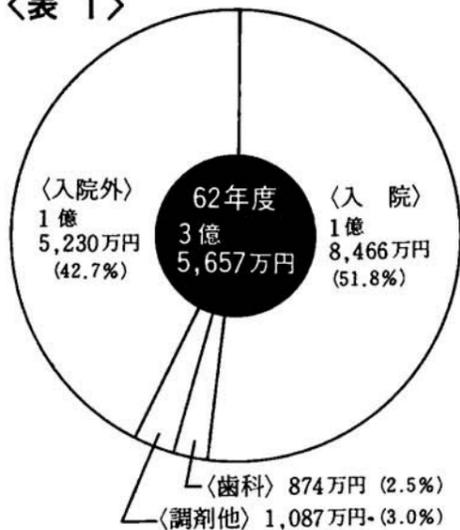
9月1日から国民健康保険の保険証が「ふじ色」にかわりました。

8月30日・31日に各地区で更新手続きを行いました。まだ更新が済んでない方は、早急に役場住民課で手続きをして下さい。

保険税は国保を運営するための大切な財源ですから納期内に納めましょう。



＜表1＞



＜表2＞

年度	国保	社保
62年度	2億2,608万円 (63.4%)	1億3,049万円 (36.6%)
63年度	2億5,414万円 (67.6%)	1億2,175万円 (32.4%)

## ガス企業団からのお知らせ

### ガス安全使用強調運動の実施について

平成元年度ガス安全使用強調運動を八月一日より十一月三十日まで四カ月間にわたり、資源エネルギー庁の後援のもとに全国一斉に催します。

従来ガスの保安レベル向上のために、ガス安全使用強調運動を毎年十一月一日～十一月三十日に実施してまいりましたが、全国において六十三年はガス事故件数が前年に比べ増加したこともあって、本年度は、安全使用の周知、啓蒙等従来の活動はもとより、特に事故件数増加の大きな要因となった開放式湯沸器の事故防止を重点目標とし、不完全燃焼防止装置付開放式湯沸器の紹介、普及促進を図るために期間を四カ月間とし、名称もガス安全使用強調運動に改め実施します。

## ガス使用上の注意事項

一、ガスを使う時は

- 一、換気注意を！冷房中の室内等において小型湯沸器等を使用する場合には、換気に十分な注意が必要です。
- 二、風呂・洗濯機・シャワー等に、小型湯沸器からビニールホース・ゴムホース等による給湯は、必ずやめて下さい。
- 三、お気づきになったら一、ガスの元栓を閉め、窓や戸を開け放し、すぐガス企業団に連絡してください。
- 四、あなたのお名前とご住所と電話番号
- 五、ガス漏れの場所、屋内か屋外か
- 六、火気は絶対に使わず、電気のスイッチにも手を触れないようにして下さい。
- 七、夜中でもすぐにご連絡を！ ☎ 四二二二六七

## 寺泊老人ホーム 職員採用試験のお知らせ

- 一、職種及び採用予定人員
  - ・生活指導員(男) 一名
  - ・寮母又は寮父 一名
  - ・調理員 一名
  - 二、受験資格
    - ・各職種共通
      - 長岡市・栃尾市・三島郡及び古志郡の各町村に住所又は本籍を有する者。
    - (一) 生活指導員
      - 昭和35年4月2日から昭和43年4月1日までに生まれた者で福祉系大学を卒業した者又は卒
    - (二) 寮母又は寮父
      - 昭和35年4月2日から昭和45年4月1日までに生まれた者で「受験申込書」により寺泊老人ホーム(〒940-0125 三島
    - (三) 調理員
      - 昭和35年4月2日から昭和45年4月1日までに生まれた者。
  - 三、受験手続
    - 「受験申込書」により寺泊老人

- 郡寺泊町金山四三二へ申し込んで下さい。
- 四、受験申込受付期間
  - 平成元年9月18日(月)から平成元年9月30日(木)まで
- 五、試験期日及び場所
  - ①期日 平成元年10月19日(木)
  - ②場所 寺泊老人ホーム
  - 六、採用予定年月日
    - 平成2年4月1日
  - 七、その他
    - ・「試験案内」及び「受験申込書」は役場住民課窓口にあります。
    - ・不明の点は寺泊老人ホーム(☎0258-7512038)へおたずね下さい。

## 歴史民俗資料館 特別展 案内

### 「近世以後の 与板大工道具展」

開催期間 9月12日(火)～10月15日(日)  
・たくさんの皆様のご来場をお待ちしております。

## 第3回講演会案内

「与板城主・直江兼続」  
講師 小坂 覚 殿  
日時 9月25日(月) 午後7時30分～  
会場 新潟大栄信用組合 2階 会議室

## \*標準小作料の改訂について\*

標準小作料が、下記のように改訂されました。但し、本年の支払小作料から適用されます。

区分	字 名	金額 (円)
1級地	横原 上田 下田	35,100
	山沢 藤田 道下 七百刈 鮫面 高田 堀田	
	与板 腰巻 柳之町 江西 江東 黒川端 星殿 並柳 一里塚 原 稻荷町裏 東与板	
	本与板 表通 北向 塩之入 滝谷 当ノ浦 三千町	
	中田 江割 ヒル田 西田 前田 屋敷付	
	南中 上新田 柿田 吉野割 前新田 屋敷付 川西 畑長三郎 川田 川新田 西入	
	吉津 金塚 島ノ内 浦田 屋敷付 仏光寺 辰巳田	
	広野 上山王 屋敷下 前野 神明下 屋敷外 外屋敷 大坪 古田 三十歩割 鎌研	
	蕨 都 二重土手 中曾根 東新田 西新田 四反場 小梅田 居屋敷 南田 羽萱場	
	2級地 上記以外	

## 第2回「与板町文化財を訪ねて」

\*日時 9月24日(日) 午後1時30分～  
\*会場 歴史民俗資料館  
\*内容 「伝統工芸品 近世以後の与板の大工道具」

・参加申し込みは教育委員会へお願いします。  
・たくさんの方々のご参加をお待ちしております。

## 食と緑の博覧会「ナイスフード新潟」で 城山鼓友会が太鼓演奏



食と緑の博覧会で「響け！郷土の有名太鼓」というイベントが8月6日に行なわれました。新潟県太鼓連盟の主催で、与板を含め12市町村の代表太鼓が集まり、素晴らしい迫力と妙技を披露しました。当日は日曜日でもあり、イベント会場はいっぱいの観客。たちばな太鼓も15分間の演奏時間をフルに使って与板をPRしてまいりました。



## 拓本ツアー開催

今年で8回目をかぞえた拓本ツアーが8月20日(日)、与板町観光協会主催で、遠くは新潟市などから35名という大勢の方々の参加がありました。

講師の布施一喜雄先生からの採拓指導を受けた後、現地で碑から直接採拓する人と室内に残り版木による採板する人に別れての盛会の中に終了しました。



## 勝負の中にも和気あいあいと 町内対抗スポーツ大会(ソフトボール)

8月23日～26日の4日間、スポーツ広場において、町内対抗のソフトボール大会が行われました。今年も、33チーム総勢600名の参加によるにぎやかな大会となりました。ゲームの勝負もさながら、各チーム内対戦相手内でも冗談まじりのかけ声もとびあい、和気あいのムードのうちに大会も無事終了しました。

【大会結果】 優勝/榎原Bチーム  
準優勝/榎原Aチーム  
3位/馬場町Aチーム  
横町チーム



## 気持ちをひきしめて —平成元年度成人式—



8月15日(火)、町民体育館において、平成元年度の成人式が行われました。

大勢の来賓をむかえての式典に新成人の顔もちょっぴり緊張気味。亀山宏平殿による記念講演には現代の若者への教訓を教えられ、あらたに気持ちをひきしめた様子でした。

これからの長い人生を楽しく、有意義に過ごして欲しいものです。



# フォト・ニュース



15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	10/1
日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日
<ul style="list-style-type: none"> <li>与板町文化祭芸能発表会</li> <li>町民体育館/午後1時30分</li> <li>秋季町民硬式テニス大会 テニスコート</li> <li>新聞週間・家庭の日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>与板町文化祭芸能発表会</li> <li>町民体育館/午後1時30分</li> <li>秋季町民硬式テニス大会 テニスコート</li> <li>新聞週間・家庭の日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>インフルエンザ(園児の希望者)</li> <li>母子センター/午後1時30分</li> <li>2時30分</li> <li>補聴器巡回相談日</li> <li>役場住民課/午前11時30分</li> <li>12時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>インフルエンザ(園児の希望者)</li> <li>母子センター/午後1時30分</li> <li>2時30分</li> <li>補聴器巡回相談日</li> <li>役場住民課/午前11時30分</li> <li>12時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>胃がん検診(11日)13日</li> <li>公民館黒川分館他/午前8時</li> <li>10時</li> <li>インフルエンザ(園児の希望者)</li> <li>母子センター/午後1時30分</li> <li>2時30分</li> <li>十三夜</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民体力テスト 町民体育館</li> <li>体育の日・目の愛護デー・交通安全家庭の日</li> <li>胃がん検診(11日)13日</li> <li>公民館黒川分館他/午前8時</li> <li>10時</li> <li>インフルエンザ(園児の希望者)</li> <li>母子センター/午後1時30分</li> <li>2時30分</li> <li>十三夜</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>補聴器巡回相談日</li> <li>役場住民課/午前10時</li> <li>10時30分</li> <li>万国郵便連合記念日</li> <li>寒露</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内スポーツ大会(ドッチボール)</li> <li>町民体育館/午前8時30分</li> <li>30分</li> <li>与板幼稚園運動会 与板小グラウンド</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>なわとび検定会 町民体育館/午後7時30分</li> <li>補聴器巡回相談日</li> <li>役場住民課/午前11時30分</li> <li>12時</li> <li>国際交通週間・国際協力の日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>乳児健診 母子センター/午後1時より受付</li> <li>(S 63・10・1) S 63・12・31 迄出生児</li> <li>里親デー</li> <li>心配ごと相談室</li> <li>役場男子厚生室/午後1時30分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>心配ごと相談室</li> <li>役場男子厚生室/午後1時30分</li> <li>乳児相談 母子センター</li> <li>午後1時より受付</li> <li>(S 64・1・1) H元・3・31 迄出生児</li> <li>彼岸明け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>胃がん検診(27日)29日</li> <li>町民体育館/午前8時</li> <li>10時</li> <li>三種混合第一期</li> <li>母子センター/午後1時30分</li> <li>2時30分</li> <li>(S 61・9・1) S 62・8・31 迄出生児</li> <li>補聴器巡回相談日</li> <li>役場住民課/午前11時30分</li> <li>12時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>胃がん検診(27日)29日</li> <li>町民体育館/午前8時</li> <li>10時</li> <li>三種混合第一期</li> <li>母子センター/午後1時30分</li> <li>2時30分</li> <li>(S 61・9・1) S 62・8・31 迄出生児</li> <li>補聴器巡回相談日</li> <li>役場住民課/午前11時30分</li> <li>12時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>胃がん検診(27日)29日</li> <li>町民体育館/午前8時</li> <li>10時</li> <li>三種混合第一期</li> <li>母子センター/午後1時30分</li> <li>2時30分</li> <li>(S 61・9・1) S 62・8・31 迄出生児</li> <li>補聴器巡回相談日</li> <li>役場住民課/午前11時30分</li> <li>12時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>胃がん検診(27日)29日</li> <li>町民体育館/午前8時</li> <li>10時</li> <li>三種混合第一期</li> <li>母子センター/午後1時30分</li> <li>2時30分</li> <li>(S 61・9・1) S 62・8・31 迄出生児</li> <li>補聴器巡回相談日</li> <li>役場住民課/午前11時30分</li> <li>12時</li> </ul>

30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	9/16
土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土
<ul style="list-style-type: none"> <li>与板中学校運動会</li> <li>家庭の日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>心配ごと相談室</li> <li>役場男子厚生室/午後1時30分</li> <li>施設利用調整会</li> <li>町体第1会議室/午後8時</li> <li>彼岸入り・航空の日・動物愛護週間</li> <li>秋の全国交通安全運動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>補聴器巡回相談日</li> <li>役場住民課/午前11時30分</li> <li>12時</li> <li>家庭教育学級</li> <li>町体第1会議室/午後7時30分</li> <li>秋分の日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>与板町敬老会 町民体育館/午前11時</li> <li>結核予防週間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>心配ごと相談室</li> <li>役場男子厚生室/午後1時30分</li> <li>乳児相談 母子センター</li> <li>午後1時より受付</li> <li>(S 64・1・1) H元・3・31 迄出生児</li> <li>彼岸明け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>胃がん検診(27日)29日</li> <li>町民体育館/午前8時</li> <li>10時</li> <li>三種混合第一期</li> <li>母子センター/午後1時30分</li> <li>2時30分</li> <li>(S 61・9・1) S 62・8・31 迄出生児</li> <li>補聴器巡回相談日</li> <li>役場住民課/午前11時30分</li> <li>12時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>胃がん検診(27日)29日</li> <li>町民体育館/午前8時</li> <li>10時</li> <li>三種混合第一期</li> <li>母子センター/午後1時30分</li> <li>2時30分</li> <li>(S 61・9・1) S 62・8・31 迄出生児</li> <li>補聴器巡回相談日</li> <li>役場住民課/午前11時30分</li> <li>12時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>胃がん検診(27日)29日</li> <li>町民体育館/午前8時</li> <li>10時</li> <li>三種混合第一期</li> <li>母子センター/午後1時30分</li> <li>2時30分</li> <li>(S 61・9・1) S 62・8・31 迄出生児</li> <li>補聴器巡回相談日</li> <li>役場住民課/午前11時30分</li> <li>12時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>胃がん検診(27日)29日</li> <li>町民体育館/午前8時</li> <li>10時</li> <li>三種混合第一期</li> <li>母子センター/午後1時30分</li> <li>2時30分</li> <li>(S 61・9・1) S 62・8・31 迄出生児</li> <li>補聴器巡回相談日</li> <li>役場住民課/午前11時30分</li> <li>12時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>胃がん検診(27日)29日</li> <li>町民体育館/午前8時</li> <li>10時</li> <li>三種混合第一期</li> <li>母子センター/午後1時30分</li> <li>2時30分</li> <li>(S 61・9・1) S 62・8・31 迄出生児</li> <li>補聴器巡回相談日</li> <li>役場住民課/午前11時30分</li> <li>12時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>胃がん検診(27日)29日</li> <li>町民体育館/午前8時</li> <li>10時</li> <li>三種混合第一期</li> <li>母子センター/午後1時30分</li> <li>2時30分</li> <li>(S 61・9・1) S 62・8・31 迄出生児</li> <li>補聴器巡回相談日</li> <li>役場住民課/午前11時30分</li> <li>12時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>胃がん検診(27日)29日</li> <li>町民体育館/午前8時</li> <li>10時</li> <li>三種混合第一期</li> <li>母子センター/午後1時30分</li> <li>2時30分</li> <li>(S 61・9・1) S 62・8・31 迄出生児</li> <li>補聴器巡回相談日</li> <li>役場住民課/午前11時30分</li> <li>12時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>胃がん検診(27日)29日</li> <li>町民体育館/午前8時</li> <li>10時</li> <li>三種混合第一期</li> <li>母子センター/午後1時30分</li> <li>2時30分</li> <li>(S 61・9・1) S 62・8・31 迄出生児</li> <li>補聴器巡回相談日</li> <li>役場住民課/午前11時30分</li> <li>12時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>胃がん検診(27日)29日</li> <li>町民体育館/午前8時</li> <li>10時</li> <li>三種混合第一期</li> <li>母子センター/午後1時30分</li> <li>2時30分</li> <li>(S 61・9・1) S 62・8・31 迄出生児</li> <li>補聴器巡回相談日</li> <li>役場住民課/午前11時30分</li> <li>12時</li> </ul>	

VIEWER NUMBER (9月16日～10月15日)

中世の与板  
— 史料にあらわれる地名 —

中世の与板は、吉河庄・小加礼井保といった庄・保の領域に含まれるとされています。この二つの庄・保に關係する史料、特に吉河庄に關して多くの史料を収めている「本郷文書」(東京大学史料編纂所蔵)を見ると、「大津」・「菰生」・「中条」が「吉河庄」として出てきます(表I参照)。このうち、「菰生」は現与板町檜原付近を含めた地域とされています(吉河庄は、現三島町を中心とした荘園ですが、その荘域は明確にされていない)。

〈表 I〉

年 月 日	文 書 名	文書に見られる地名
元応2 (1320) . 9 . 26	池為定去状写	中条
元亨2 (1322) . 3 . 17	源隆泰讓状写	〃
貞和2 (1346) . 7 . 17	源貞泰讓状写	〃
観応2 (1351) . 7 . 10	〃	〃
〃 2 (1351) . 7 . 22	源家泰讓状写	〃
延文2 (1357) . 4 . 26	芳賀駿河守遵行状写	大津・菰生
〃 〃 〃 . 10 . 4	足利尊氏御教書写	大津・中条・菰生
至徳4 (1387) . 5 . 晦	室町將軍家御教書写	中条
明德元 (1390) . 5 . 7	〃	〃
応永4 (1397) . 8 . 28	〃	〃
〃 24 (1417) . 11 . 9	〃	〃

※ 出典はすべて『新潟県史』資料編5

さて、中世史料の中で「与板」という地名が明確にあらわれるのは、天正六年(一五七八)五月六日付斎藤下野守(刈羽赤田城主)宛上杉景勝書状(天寧寺文書)を初見としますが、御館の乱(上杉謙信死後の後継争い)關係の史料に集中して見られます(表II参照)。

〈表 II〉「与板」の地名が見られる史料

年 月 日	文 書 名	所 収 文 書
(天正6) . 5 . 6	上杉景勝書状	天寧寺文書
(〃6) . 5 . 10	斎藤朝信書状写	歴代古案(別本)
(〃6) . 5 . 10	上杉景勝感状写	〃
(〃6) . 6 . 23	上杉景勝書状写	〃
(〃6) . 6 . 29	〃	景勝公御書案
(〃7) . 正 . 6	〃	歴代古案

また、この乱に關連して、直江氏(信濃)が出した感状(てがら)をほめてあたる文書には、「芹河」(長岡市)、「輕井川」(寺泊町)、「大口」・「中嶋口」(中之島町)、「地藏堂」(分水町)といった与板町周辺地域で戦いが

あったことがうかがえます(米沢市立図書館蔵「上杉年譜」・「景勝公御書」・東京大学史料編纂所蔵「歴代古案別本」等)。しかしながら、現与板町域の地名が明確にあらわれる史料を見出すことはなかなかできません。今のところ、慶長二年(一五九七)極(十二月十七日付上杉氏奉行人連署知行書出写(東京大学文学部蔵「寛上公御書集」)の中に、

被出置知行之事  
山東郡之内  
(中略)  
一、五百石九斗五升  
瓜生村  
新保村  
中村・家八百 (間ノ誤カ)  
一、百六拾式石八斗六升  
吉津村  
(間ノ誤カ)  
三百  
(後略)  
(傍点筆者)

と、「中村」・「吉津村」といった地名が見られるだけです。なかなか、中世の文献史料から当時の与板の様子を明らかにすることは難しいのですが、今後、さらに史料収集・検討を加えていきたいと考えています。

**税の相談はお気軽に**

● 相談事項  
所得税、贈与税、相続税などの税務相談、その他苦情と

● とき  
9月22日(金)  
午前10時から午後3時まで  
時間内電話相談も可

● TEL 72-3100  
TEL 内線 20

● 場所  
与板町役場 男子厚生室

● 担当  
関東信越国税局税務相談室 長岡分室 相談官

---

**講演会のごあんない**

与板保育園では、家庭教育に關する講演会を次のとおり開催いたします。お子様をお持ちの方や関心のある方はどなたでもご自由にお出かけ下さい。

● 日時 9月20日(水)  
午後7時30分～9時

● 会場 与板保育園 遊戯室

● 演題 「わが子を伸ばす 家庭教育」

● 講師 新潟大学 教育学部講師 柴野 清一先生

文化祭芸能発表会参加者募集



- ▶ 日 時 10月15日(日) 午後1時30分～
- ▶ 会 場 町民体育館
- 参加種目は自由です。但し、発表時間は3～5分以内でお願い致します。
- 参加申し込みは、9月25日(月)までに教育委員会へ。
- 今年も、たくさんの方の参加をお待ちしております。

フレッシュ  
ヤング



〈横 町〉  
岩本 操さん

- \* おつとめは……  
与板町役場に勤めています。
- \* 何をしている時が一番楽しいですか……  
友達と車でドライブをしている時です。
- \* 今一番したいことは……  
中学時代の友達といっしょにサッカーか何かで汗を流したいです。
- \* 趣味は何ですか……  
ドライブとスポーツ全般
- \* 理想の女性は……  
おおざっぱであまり落ちこまない人。
- \* 結婚について……  
今は別に考えていません。
- \* 最後に一言……  
私がいっているのはパンタロンではありません!!

血液型のはなし No.6

シス(Cis)AB型とは?

AB型は通常、AとB遺伝子がそれぞれ対立している染色体にのって遺伝しますが、シスAB型の場合は同一の染色体上にAとB遺伝子がその座を占めて遺伝します。大阪府赤十字血液センターの山口らは一九六五年にA型活性、B型活性がいずれも弱いAB型の変種を発見し、A<sub>2</sub>B<sub>2</sub>とよぶことにしました。家系調査の結果、通常の遺伝様式で説明できない遺伝子型を想定する必要が生じました。そして、翌年の一九六六年にはこの血液型と同じA<sub>2</sub>B<sub>2</sub>をもつ母親とO型の父親からA<sub>2</sub>B<sub>2</sub>の娘二人、息子一人が生まれている家系(図1)に遭遇し、A遺伝子とB遺伝子が同じ染色体にのって遺伝する異例の遺伝様式をもつていて、説明できることからシスAB型をシスA

B型とよぶことを提唱しました。この名称は日本だけではなく、広く海外の研究者にも採用され、今日に至っています。

こんな事もあったそうです。「ある病院産婦人科医師よりA型の子供が生まれましたが、これは赤ちゃんの取り違えがあったのではないかと心配して、血液型の検査をしてほしいと依頼を受けた。」

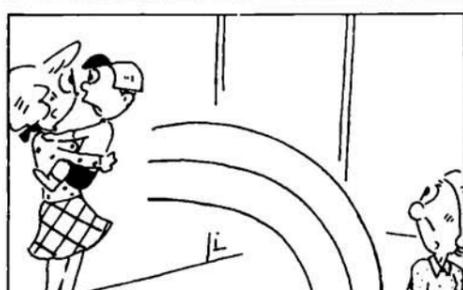
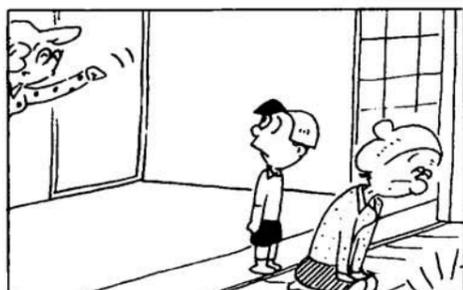
経験から、この母親の血液型がシスAB型ではないかと予想して検査したところ、案の定、的中して取り違えではないことが証明された。病院の医師も安心したようであった。

これらのようにシスAB型は長い間、原則とされた「AB型とO型とは親子たりえない」とする学説に例外のあることを認めた。人類遺伝学のうえで重要な血液型となつたのです。

また、このシスAB型は、徳島県、次いで香川、石川県の出身者に多いという「なぞ」をもつてい

# さわやか君

西村 宗



# 与板町柔道クラブ 夏の陣!



猛暑の中、3週連続の試合となりましたが、地道な日々の鍛錬の積み重ねと流した汗の量、さらには指導者及び父兄の協力による三位一体の姿勢が踏み台となり、りっぱな成績をあげました。

- \* 第2回新潟県警察少年柔道大会 (7月23日/新潟市鳥屋野総合体育館)
  - 与板 4-0 水原
  - 与板 3-2 豊栄
  - 与板 1-2 栃尾

- \* 第37回県下柔道大会 (7月30日/長岡市市民体育館)
  - ・小学校低学年の部 優勝

- \* 平成元年度全日本少年武道柔道錬成大会 (8月6日/東京都日本武道館)
  - ・小学校低学年の部

与板町柔道クラブ	5-0	(財)日本武道館 (東京都)
	4-0	武道学園 (群馬県)
	0-4	北沢道場 (群馬県)
		(決勝トーナメント)
	0-4	東福岡柔道教室A (福岡県)
・小学生高学年の部		
与板町柔道クラブA	0-4	廿日市柔道連盟 (広島県)
	1-2	修錬館梁道場 (埼玉県)
与板町柔道クラブB	4-0	鶴武館町田道場B (埼玉県)
	0-4	石見柔道教室A (島根県)



# ほのぼの家族

〈萬都〉樋口正二さん一家  
●語り手 樋口正紀さん



我家の家族を紹介します。第一番目は祖父の正二で、毎日元気に建設会社で働いています。ふだんは話しベタですが、酒が入ると愉快になり、話が多くの大きな声になります。その血を引いている私は、祖母や妻に祖父に良く似ていると言われています。すし、昔のスマートな体になりたいと思っていますが、アルコールが大好きでお腹が大きくなるばかりです。私の妻(久子)は反対に食べてもふとりませんので、結婚した当時から祖母の実家の人々にあままりうまい物を食べさせていないとからかわれています。祖母(マチ)は野菜作りがうまく、春になると種をまき、家族に新鮮な物を食べさせてくれます。長女の正美は髪の毛をいじるのが好きで、妹達やいとこの子供らに色々な髪型を結っているのが将来は美容師さんになるかといわれています。次女の泉は、小さな体ですが良く食べますので、家族のみんなに口のおやみがないといわれています。又、歌が大好きで良く家の中で歌っています。最後は三女の美幸です。末っ子で、あまえん坊ですが、元気が良く病気をした事がほとんどありません。おばあちゃん子で、なんでもおばあちゃん、おばあちゃんといっています。又、足が速く、小学校の運動会の1年松組のリレーの選手になった事で、これは樋口家のだれもがかなわないのです。だから皆んなから期待されています。以上7人家族で、色々個性を持って仲良くやっている毎日です。



与板幼稚園はな組  
山田桂介くん  
〈横原〉

子どものふくをつる  
ようふくやさんに  
なりたい  
こどものふくをうるよう  
ふくやさんになりたいです。  
おあさんは、わたしに  
ようふくをつくってくれま  
す。わたしも、おにんぎょ  
うのえがかいてあるスカ  
トとか、ひらひらとかもよ  
うがついているかわいいう  
うふくをつくってあげたい  
です。



与板幼稚園そら組  
宮田夏実さん  
〈柳之町〉

おもしろいゲームを  
つくりたい  
ぼくはおおきくなったら  
アドベンチャーゲームをじ  
ぶんでつくりたいです。  
ものすごくでかいすいそ  
うのなかにつくるんだ。も  
ぐったり、ジャンプしたり  
およいだりするんだよ。あ  
めんぼうやかえるもたくさ  
んいてそれをつかまえるこ  
ともするんだよ。ダイヤモ  
ンドをとってあがるとおわ  
りなんだよ。おとももこど  
ももいれてあげるよ。

おあはく  
なみた  
ら!!

# 詩 文芸欄

木洩日 藤井ヤイ  
やんわりと吹く風は  
とても甘美な形容  
湧き出る 泉のように  
呼吸してくれる  
体のどこかで妙に  
興奮して溶けそう  
揺れる木立の間から  
するりとぬけて姿を現す  
不思議な甘さをいだし  
濃密な沈黙を見詰める  
低く、愛しく、ささやく  
樹にこすられる  
あなたとわたし向い合う  
視線を投げる双方の  
扇型に広まる意志は  
今、咲き始めようとする  
小さな野の花に包み  
ほほえむ

石 仏 黒川弥寿栄  
叫んでも、届かなかった。  
今にも手が触れるところで、  
すれ違ってしまった、  
短かすぎる人の世。  
とうとう、掴むことの  
出きなかった...愛。  
私は今、石仏(せきぶつ)となつて、  
草叢(くさむすむ)の中に佇み、  
眼を細めて、遠くを見つめている。

俳句  
満腹の残暑の街の眩しくて 臥牛子  
鶏頭を手折りて髪にのせてみる 小波  
白桃の口にひろがる冷たさよ 萬緑  
隣人の常の慈顔と甚平と のぶ志

短歌  
電気釜の基板流るるコンペヤに  
分かちあひたる飴ふふみ立つ 大橋ヨリ  
入替り訪るる客も最後なり食器  
納めてお盆は終る 風間スミイ  
来し方の一人よがりの生き様よ  
齢八十贖罪の日々 長田芯字  
戦時下の開墾致せし山畑はゆら  
ぐすすきにひるがおからむ 吉岡みよ

# 要注意！お年寄りの交通事故！！

我が国のお年寄りの人口は戦後急速に増加し、また、近代医学の進歩と相まって平均寿命が延び、人生80年代の幕開けといわれています。

これに伴い、お年寄りの交通事故も増加傾向を示しております。

お年寄りに、運動神経や反射神経が衰えていることを自覚させ、心身の機能低下は事故につながることを話し、無理な行為をしないよう、くりかえし注意をしましょう。

高年齢や病弱なお年寄りの外出には家族が付添いましょう。

自乗車のブレーキやハンドル、灯火類等を点検してやるようにするほか、お年寄りが上手

平成元年  
交通事故0(ゼロ)  
2,000日をめざして

おしやべりをやめて渡ろう  
交差点

●8月31日現在  
1800日  
継続中!!



に自転車を乗りこなせるか確認して、適切な注意をしてやりましょう。

一般ドライバーは

お年寄りが道路を横断しようとしていたり、渡っている時は赤信号のつもりで一時的停止し、道を譲ってやりましょう。

お年寄りが乗っている自転車のすぐ横を通るときは、速度を落とし、間隔を十分とりましょう。

お年寄りは

道路を横断するときには左右の安全を確認しましょう。

自動車や二輪車などを運転したら、交差点では一時停止をして、必ず左右の安全を確認しましょう。

夕方・夜間の外出には灯具を持ったり、反射材を身につけましょう。

酒に酔って道路をふらつかないうようにしましょう。

体調や年齢に応じて運転は自粛しましょう。

## 戦没者等の遺族に対する特別弔意金の支給について

昭和40年に創設された制度で戦没者等の遺族に対して、国としてあらためて弔意の意を表すために支給されるものです。

平成元年度に制度の改正が行われ、昭和60年4月1日から平成元年3月31日までに、公務扶助料・遺族年金等を受給していた遺族(戦没者等の妻・父母等)が失権した場合に残された遺族に特別弔意金として額面18万円6年償還・無利子の国債が支給されます。

なお、第四回特別弔意金(額面30万円・10年償還)の支給の対象となった遺族は対象となりません。

【支給の対象者】

特別弔意金をうけることができるのは、主として次に記載された戦没者死亡当時の遺族のうち、次の順序に従って最も順位が先の人1人です。

- 1、平成元年4月1日までに弔意金(遺族国庫債券)を受け取った人
- 2、戦没者の子
- 3、戦没者と生計を共にしていた①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹
- ④兄弟姉妹(婚姻・養子縁組により平成元年4月1日現在氏が変わった人)

【請求の期限】

請求の期限は、平成4年6月27日です。期限までに請求しませんが、戸籍関係書類が必要ですので請求される方は電話で相談下さい。

【受付窓口】

与板町役場住民課福祉係が窓口になっています。

請求用紙は窓口にて備えてありますが、戸籍関係書類が必要ですので請求される方は電話で相談下さい。

町・県民税(第3期)  
国民健康保険税  
(第6期9月分)

●納期限は……  
10月2日です

納税で明るい社会  
さわやか笑顔

## 消費税の届出を お忘れなく

事業者の方には、各種の届出等の要件に当ってはまる事実が生じた場合には、所轄の税務署長に対しその旨を記載した届出書等を提出する必要があります。

主な届出書は、次のとおりです。

●基準期間の課税売上高が三千万円を  
超えるとき

●基準期間(個人事業者は前々年、法人は前々事業年度の)の課税売上高が三千万円を超える事業者の方で、まだ「消費税課税事業者届出書」を提出されていない方は、お早めに提出してください。

●簡易課税制度を  
選択するとき

●課税期間の短縮を  
選択するとき

事業者の方には、各種の届出等の要件に当ってはまる事実が生じた場合には、所轄の税務署長に対しその旨を記載した届出書等を提出する必要があります。

主な届出書は、次のとおりです。

●基準期間の課税売上高が三千万円を  
超えるとき

●基準期間(個人事業者は前々年、法人は前々事業年度の)の課税売上高が三千万円を超える事業者の方で、まだ「消費税課税事業者届出書」を提出されていない方は、お早めに提出してください。

●簡易課税制度を  
選択するとき

●課税期間の短縮を  
選択するとき

## つつが虫病と予防対策について

一、つつが虫病

つつが虫病は、病原体(リケツチア)を保有した、ツツガムシ幼虫(三種類と考えられています。体長約0.25mm)に刺されたと、発病します。刺されてから発病するまでの期間が潜伏期で、一〜二週間位とされています。

典型的なつつが虫の症状としては、

(一) 刺された局所に特有の潰瘍(刺口)を生じる。

(二) リンパ節の腫脹(特に刺口所近くのものが著明)

(三) 少なくとも一週間、通常二〜三週間高熱が続く。

二、つつが虫の予防対策

予防としては、ツツガムシに刺されないようにすることが大切であり、その方法として、山林、草地等に立入るときは、皮膚を露出しない(長袖、長ズボン、手袋、長靴を着用する)。

(一) 衣服を草むらにおいたり、草むらで休息や用便しない。

(二) 忌避剤(防虫スプレーなど)を塗布する。

(三) 少なくとも一週間、通常二〜三週間高熱が続く。

ツツガムシの生活史

幼虫は卵からフ化し、地表に出て、ネズミやヒトに寄生し病原体を伝播する。

若虫、親虫は土中にいて昆虫の卵などを取り自由生活をしている。

## 「将来の所得保障は 皆んなの力で」 20才を迎えられた方々へ

21世紀に入ると、我国は高齢化社会をむかえます。

成人したばかりの皆さんにとって、老後生活の安定などあまり気にかけないことでしょうか。しかし、私達はいつまでも若く元気でいられるとはかぎらないのです。病気やケガで障害者になったり、子供を残して早世することがあります。

このために各自が貯金したり生命保険に加入したりしますが個人の力には限界があります。そこで、みんなで加入し、みんなで受給できる世代と世代の助け合いが国民年金制度です。若いときから将来にそなえて国民年金に加入しましょう。

## 愛の献血

ありがとうございます

献血四〇回以上の功労者には与板町長より感謝状と記念品が、又、三〇回以上の功労者に日本赤十字社より功章が贈られました。

●町長感謝状(四〇回以上)

●榎原 森 殿

●銀色有功章(三〇回以上)

●吉津 小林 禮治 殿

# ～町民ハイキング～



## ご案内～

**期 日** 10月1日(日) 小雨決行

**目的地** 金倉山(長岡市、小千谷市、山古志村の境)

### 日 程

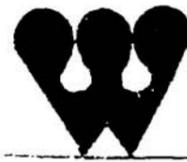
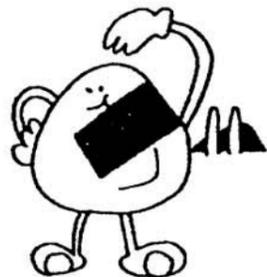


**参加費** 中学生以上¥1,000 小学生¥500 幼児¥100

**申込先** 教育委員会へ(参加費を添えて申してください。)  
先着70名 〆切 9月22日迄

**携行品** 昼食、水筒、食器(おわん)、雨具、敷物等

**主 催** 与板町教育委員会  
与板ハイキングクラブ



勤労青少年ホームよりお知らせ

### 社交ダンス講座生募集案内

この度、勤労青少年ホームでは下記により、社交ダンス講座を開催します。  
多数の皆様参加をお待ちしております。

記

★ 期 日 10月4日～11月22日迄の毎水曜日(8回開催)

★ 時 間 午後8時～10時(1回 2時間)

★ 場 所 勤労青少年ホーム 体育室

★ 講 師 藤田 喜美 先生

★ 対象・募集人員 勤労青少年 20名

★ 参加申込は9月25日(月)まで青少年ホームへ(☎ 72-2015)

